

旅客営業規則の一部改正（2020 年 2 月 10 日九州旅客鉄道株式会社公告第 19 号）
（2020 年春のダイヤ改正に伴う一部改正）

現行 (前略)	改正 (前略)
(急行券の発売) 第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。 (中略) (3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。 (中略) 10 <u>特別急行列車四国まんなか千年ものがり号に乗車する場合に発売する指定席特急券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限って発売する。</u> (乗継急行券の発売) 第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。 (1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）	(急行券の発売) 第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。 (中略) (3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。 (中略) 10 <u>次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。</u> <u>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</u> <u>(2) 土讃線高知・窪川間（高知）</u> (乗継急行券の発売) 第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。 (1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）

現行			改正		
	急 行 列 車	乗 継 駅		急 行 列 車	乗 継 駅
イ	新幹線の特別急行列車 ○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗り継駅とする急行列車に限る。）ただし、<u>奥羽本線新青森・青森間のみを乗車する場合</u>を除く。	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）	イ	新幹線の特別急行列車 ○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗り継駅とする急行列車に限る。）ただし、<u>次に掲げる急行列車</u>を除く。 <u>(イ) 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。）</u> <u>(ロ) 特別急行列車サフィール踊り子号</u> <u>(ハ) 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号</u>	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）
ロ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅	ロ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅
(2) 乗り継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。 (中略)			(2) 乗り継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。 (中略)		

現行	改正
(特別車両券の発売) 第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。 (中略) (3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。 (中略) 4 第 1 項本文の規定にかかわらず、2 個以上の普通列車の自由席特別車両に乗車する場合であつても、別に定めるところにより、1 個の普通列車とみなして 1 枚の自由席特別車両券(B)を発売する<u>ことがある</u>。 (中略)	(特別車両券の発売) 第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。 (中略) (3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合 <u>又は全車両特別車両で運転する特別急行列車</u>に乗車する区間を除く。 (中略) 4 第 1 項本文の規定にかかわらず、<u>旅客が第59条の2第2号に規定する区間内相互間を運転する</u> 2 個以上の普通列車の自由席特別車両に<u>途中出場しないで乗り継いで</u>乗車する場合、1 個の普通列車とみなして 1 枚の自由席特別車両券(B)を発売する。<u>ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</u> (1) <u>来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合</u> (2) <u>高輪ゲートウェイ以遠（田町方面）の各駅と大崎以遠（五反田方面）の各駅との相互間を乗車する場合</u> (3) <u>十条以遠（板橋方面）の各駅と東十条以遠（王子方面）の各駅又は尾久駅との相互間を乗車する場合</u> (4) <u>川崎以遠（蒲田方面）の各駅と新川崎以遠（武蔵小杉方面）の各駅との相互間を乗車する場合</u> (5) <u>西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と大井町以遠（大森方面）の各駅との相互間を乗車する場合</u> (6) <u>土呂以遠（東大宮方面）の各駅と宮原以遠（上尾方面）の各駅との相互間を乗車する場合</u> (7) <u>東千葉以遠（都賀方面）の各駅と本千葉以遠（蘇我方面）の各駅との相互間を乗車する場合</u>

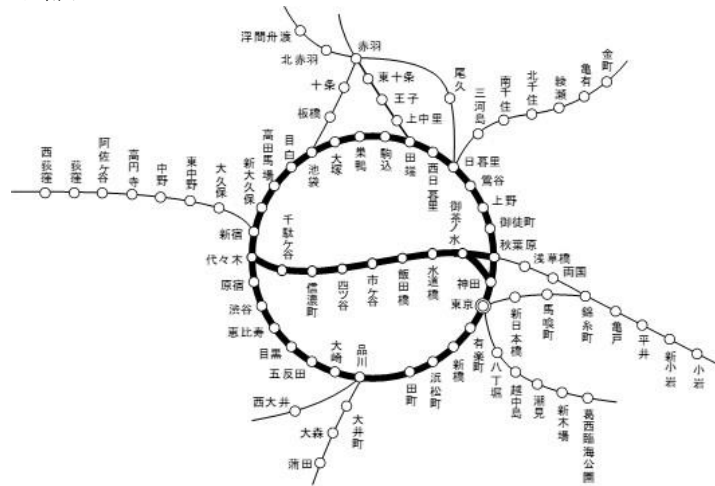
現行	改正
10 <u>特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合に発売する特別車両券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限って発売する。</u> (中略) (特定の特別車両券(B)の発売) 第59条の2 第58条第1項第2号の規定により特別車両券(B)を発売する場合で、旅客が、<u>別</u>に定める区間を乗車するときは、特定の特別車両料金によつて特別車両券(B)を発売する。 (中略) (特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ) 第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ(第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあつて	<u>(8) 鎌取以遠(菅田方面)の各駅と浜野以遠(八幡宿方面)の各駅との相互間を乗車する場合</u> <u>(9) 酒々井以遠(成田方面)の各駅と南酒々井以遠(榎戸方面)の各駅との相互間を乗車する場合</u> <u>(10) 三河島以遠(南千住方面)の各駅と尾久以遠(赤羽方面)の各駅との相互間を乗車する場合</u> <u>(11) 神田以遠(秋葉原方面)の各駅と新日本橋以遠(馬喰町方面)の各駅との相互間を乗車する場合</u> (中略) 10 <u>次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</u> <u>(1) 土讃線多度津・大歩危間(大歩危)</u> <u>(2) 土讃線高知・窪川間(高知)</u> (中略) (特定の特別車両券(B)の発売) 第59条の2 第58条第1項第2号の規定により特別車両券(B)を発売する場合で、旅客が、<u>次の各号に定める線区又は区間に運転する列車の停車駅相互間</u>を乗車するときは、特定の特別車両料金によつて特別車両券(B)を発売する。 <u>(1) 九州旅客鉄道会社内各線</u> <u>(2) 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間、成田線中佐倉・成田空港間(ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</u> (中略) (特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ) 第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ(第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあつて

現行

を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。

ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(1) 東京都区内



(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

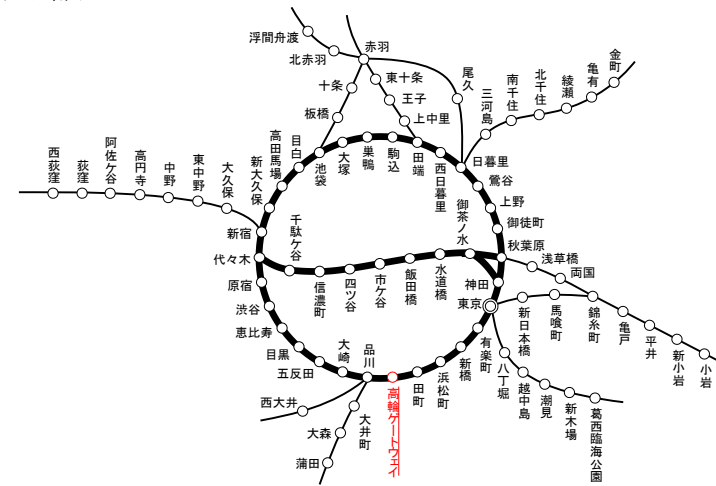
(中略)

改正

を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。

ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(1) 東京都区内



(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(中略)

現行

(中略)

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金
(A)

	設備定員 4 人
1 室当りの料金	円 6,280

(中略)

(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1 人当りの料金とする。)

(中略)

c ザ・スイート

	2 人用個室
料 金	円 366,670

d 前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 1 名) ごとに 35,650 円とする。

e 前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 2 名) ごとに 95,740 円とする。

改正

(中略)

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金
(A)

a b 以外の個室

	設備定員 4 人
1 室当りの料金	円 6,280

b 特別急行列車「サフィール踊り子号」の個室

	設備定員 4 人	設備定員 6 人
1 室当りの料金	円 8,400	円 12,600

(中略)

(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1 人当りの料金とする。)

(中略)

c ザ・スイート

	2 人用個室
料 金	円 366,670

d 前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 1 名) ごとに 35,650 円とする。

e 前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 2 名) ごとに 95,740 円とする。

(ハ) 特別急行列車「WEST EXPRESS 銀河号」の個室に対して適用する特別車両料金 (A)

(1 人当たりの料金とする。)

営業キロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料 金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850

現行

(2) 特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

改正

(2) 特別車両料金(B)

イ

ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ

第 59 条の 2 第 1 号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

ハ

第 59 条の 2 第 2 号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別車両料金(B)

(イ)

(ロ)以外の特別車両料金(B)

a

特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

b

特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 1,040	円 1,260

(ロ)

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日及び 1 月 2 日から同月 3 日（以下この条においてこれらを「ホリデー」という。）に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日（以下この条において「平日」という。）からホリデーにまたがつて

現行	改正												
	<u>運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。）、ホリデーから平日にまたがつて運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合</u> a <u>特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合</u> <u>次表に定める料金とする。</u> <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>50キロメ ートルま で</td><td>51キロメ ートル以 上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 580</td><td>円 800</td></tr></table> b <u>特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合</u> <u>次表に定める料金とする。</u> <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>50キロメ ートルま で</td><td>51キロメ ートル以 上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 840</td><td>円 1,060</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上	料 金	円 580	円 800	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上	料 金	円 840	円 1,060
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上											
料 金	円 580	円 800											
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上											
料 金	円 840	円 1,060											
(中略)	(中略)												
(途中下車)	(途中下車)												
第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。	第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。												
(中略)	(中略)												
(2) 次に <u>かかげる</u> 区間（以下「大都市近郊区間」という。）内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅	(2) 次に <u>掲げる</u> 区間（以下「大都市近郊区間」という。）内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅												
イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間（第16条の2の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・熱海間を除く。）及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵	イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間（第16条の2の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・熱海間を除く。）及び品川・新川崎・鶴見・ <u>羽沢横浜国大</u> 間、山手線、赤羽線、南武線、												

現行	改正
野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・松本間、東北本線中東京・黒磯間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・<u>いわき</u>間、川越線、高崎線（第16条の2の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。） （中略） ホ 仙台附近にあつては、東北本線中矢吹・平泉間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）、岩切・利府間及び松島・高城町間、常磐線中<u>原ノ町</u>・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。） （中略） （選択乗車） 第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の — 線区間以遠の駅と — 線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によつて旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこの区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。 （中略）	鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・松本間、東北本線中東京・黒磯間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・<u>浪江</u>間、川越線、高崎線（第16条の2の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。） （中略） ホ 仙台附近にあつては、東北本線中矢吹・平泉間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）、岩切・利府間及び松島・高城町間、常磐線中<u>小高</u>・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。） （中略） （選択乗車） 第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の — 線区間以遠の駅と — 線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によつて旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこの区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。 （中略）

現行

(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

(中略)

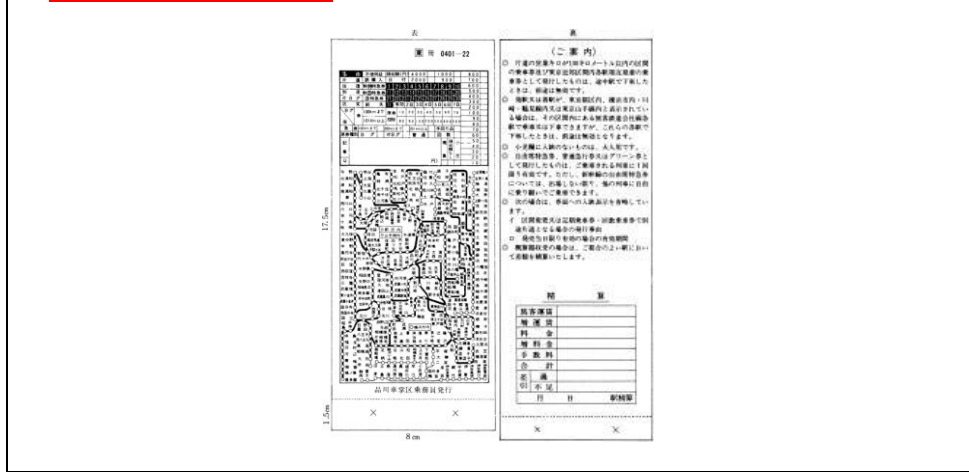
(10) 第57条の3第2項の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。

(中略)

(特殊区間用特別補充券の様式)

第 226 条 特殊区間用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地図式大人小児用



改正

(乗車券類の駅名等の表示方)

第 187 条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

(中略)

(10) 第57条の3第2項の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。ただし、第125条第1項第1号ロのハのbの料金を適用して発売する特別急行券を除く。

(中略)

(特殊区間用特別補充券の様式)

第 226 条 特殊区間用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

(特殊区間用特別補充券の様式)

(削る)

改正

駅名式大人小児用

[illegible]

(中略)

(無賃送還の取扱方)

第 284 条 第282条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車（急行列車を除く。）に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車により乗車させることがある。

イ 急行券を使用し乗車していた旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を使用し乗車していた旅客は特別急行列車に乗車することはできない。

ロ 特別車両券（グランクラス及びプレミアムグリーンに有効な特別車両券を除く。）又はコンパートメント券を使用し乗車していた旅客については、特別車両（グランクラス及びプレミアムグリーンを除く。）又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないと

現行	改正
ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。 (中略) (他経路乗車の取扱方) 第 285 条 第282条第 1 項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号の定めるところによる。 (中略) (2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を急行列車又は特別車両によつて乗車することができる。ただし、のぞみ号等 <u>及び</u> グランクラスにあつては当社が特に認めた場合に限る。 (以下略)	きは、適宜の旅客車による。 ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。 <u>ニ プレミアムグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、プレミアムグリーンにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にプレミアムグリーンがないとき又は満員等によりプレミアムグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</u> (中略) (他経路乗車の取扱方) 第 285 条 第282条第 1 項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号の定めるところによる。 (中略) (2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を急行列車又は特別車両によつて乗車することができる。ただし、のぞみ号等 <u>、</u> グランクラス <u>及びプレミアムグリーン</u> にあつては当社が特に認めた場合に限る。 (以下略)

附則 この公告は、2020 年 3 月 14 日乗車となるものから施行します。ただし第 156 条第 2 項イに係る改正は 2019 年 11 月 30 日から適用し、第 57 条第 2 項第 3 号及び第 10 項、第 58 条第 2 項第 3 号に係る改正は 4 月 18 日乗車となるものから、第 57 条の 2 第 1 号の表中イの(ハ)、第 130 条第 1 項第 1 号ロの(ヘ)に係る改正は 2020 年 5 月 8 日乗車となるものから施行します。